

令和7年度 鳥獣の捕獲等のための入林届(受付順)

岩手南部森林管理署遠野支署

番号	入林予定の場所(国有林野名・林班等) ※立入禁止区域除く	ニホンジカ	クマ	イノシシ	ウサギ	ヤマドリ	キジ	その他	捕獲方法 (銃器・網・わな)	入林の期間	入林の目的	申請者		入林者 人数	備考
												団体・個人	県内・外		
1	管内全域	○	—	○	—	—	—	—	わな	R7.10.1 ~ R7.10.31	有害鳥獣捕獲	団体	県内	116	
2	管内全域	○		○					銃器・わな	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県外	9	
3	大開山・住吉・笛吹・上附馬牛第一・第二・ 荷鞍石山・東禅寺国有林・恩徳・小烏瀬川 林道	○	○	○	○	○	○	○	銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県内	2	
4	砥森山・蛭川山・北古田・南古田・泥金山 平山・大沢山・大谷地山・岳山・鶏頭山・飛 内国有林	○		○					銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県外	13	
5	花巻市大迫町	○	○	○		○			銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	個人	県内	1	
6	上附馬牛第一・第二・荷鞍石山 東禅寺国有林	○	○			○			銃器・わな	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県内	14	
7	荒川・大出・恩徳地区	○	○	○					銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県内	7	
8	荒川・上附馬牛・駒木・恩徳・大洞・琴畑 各国有林 耳切山・高檜山・六角牛山・大森山・ニツ石山・長峯山 ・大ビヤマ・神別・土倉・西の股・附馬牛・シロイン沢・ナホコ石 沢・藤切線・山落葉各林道沿い国有林	○		○					銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県内	5	
9	脇栗118・袋畑120・砥森山106及び113	○				○	○	○	銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	個人	県内	1	
10	管内全域	○		○					銃器・わな	R7.11.1 ~ R8.2.28	指定管理 鳥獣捕獲等事業	団体	県内	1,135	
11	土淵森林事務所の上郷・土淵担当区	○	○	○					銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県外	3	
12	笛吹24 ニツ岩29~32 東恩徳33~41 大谷地山753~755	○							銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県内	14	
13	土淵町栃内 西内長舌林道兩岸 附馬牛町上附馬牛 荒川地区	○	○	○					銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県内	7	

令和7年度 鳥獣の捕獲等のための入林届(受付順)

岩手南部森林管理署遠野支署

番号	入林予定の場所(国有林野名・林班等) ※立入禁止区域除く	ニホンジカ	クマ	イノシシ	ウサギ	ヤマドリ	キジ	その他	捕獲方法 (銃器・網・わな)	入林の期間	入林の目的	申請者		入林者 人数	備考
												団体・個人	県内・外		
14	管内全域	○	○	○	○	○	○	○	銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県外	7	
15	恩徳 琴畑	○		○			○	○	銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	個人	県内	1	
16	恩徳 琴畑	○		○					銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	個人	県内	1	
17	琴畑・金堀沢・長洞・大麻部林道	○		○					銃器・わな	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	個人	県内	1	
18	管内全域	○	○	○					銃器	R7.11.10 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県外	2	
19	笛吹、長洞第一、東恩徳、西恩徳	○	○	○					銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県外	2	
20	管内全域	○		○					銃器	R7.11.1 ~ R8.3.30	狩猟	団体	県内	14	
21	管内全域	○		○				○	銃器	R7.11.1 ~ R8.3.31	狩猟	個人	県外	1	
22	荒川・上附馬牛・駒木・恩徳・大洞・琴畑 各国有林 耳切山・高檜山・六角牛山・大森山・ニツ石山・長峯山 ・大ビヤマ・神別・土倉・西の股・附馬牛・シロイ沢・ナホコ石 沢・藤切線・山落葉各林道沿い国有林	○		○					銃器	R7.11.8 ~ R8.2.28	指定管理 鳥獣捕獲等事業	団体	県内	7	
23	飛龍山外	○	○	○				○	銃器・網・わな	R7.11.12 ~ R8.3.31	狩猟	個人	県内	1	
24	管内全域	○	○	○	○	○	○		銃器	R7.11.15 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県外	2	
25	管内全域	○	○	○	○	○	○		銃器	R7.11.21 ~ R8.3.31	狩猟	団体	県内	18	
26	上附馬牛外	○							銃器	R7.12.6 ~ R8.3.31	狩猟	個人	県内	1	

